

地域おこし協力隊を募集します（多賀町大滝地域の活性化）

多賀町は、滋賀県の湖東地域の東に位置し、鈴鹿山脈を背後に抱え、町の面積の約 85% を森林が占めるとともに、鈴鹿山脈から端を発する芹川、犬上川が流れ豊富な水資源に恵まれた自然豊かな町で、多賀大社のある多賀地域と中山間地の大滝地域で構成されています。

中山間地の大滝地域では人口減少、少子高齢化などが進む中、交流・関係人口の増加に向けて、魅力向上や、地域コミュニティの持続化等が大きな課題となっています。2020 年 8 月からは地域住民や大学等関係者が連携し、「多賀町里づくり魅力化プロジェクト委員会」を設立し、課題解決や魅力づくりに向けて議論がなされてきました。そしてこの議論を受けて、2022 年 4 月に NPO 法人おおたき里づくりネットワークが組織され、大滝地域における課題解決や魅力の創造に取り組んでいるところです。

この度、この取り組みに参画いただく、「地域おこし協力隊」を募集します。

課題解決や魅力の創造の取り組みは多岐にわたっています(以下の業務内容および、NPO 法人のホームページ <https://www.ootaki-svn.net/> や Instagram 参照)。今回の募集では特に、空き家空き地活用の推進、コミュニティ・カフェの運営、子どもの居場所づくりを中心に協力いただける方を希望します。担当業務については、本人の希望を尊重しつつ、協議して調整します。

■参考：大滝小学校 PV <https://youtu.be/pKMR1Fo803o>

1. 業務内容

・活動テーマ

多賀町大滝地域の活性化

・内容

地元の活動組織（NPO 法人おおたき里づくりネットワーク）に所属し、多賀町大滝地域の活性化に関する以下の業務を担当。ただし、担当内容の詳細は採用決定後に応相談。

- (1) 弁当づくり・配食サービス、コミュニティ・カフェ運営
- (2) 子どもの居場所づくり、児童放課後支援
- (3) 移送サービスの準備と実施
- (4) 空き家空き地の活用の推進や移住希望者等の支援
- (5) 交流サロンやイベントの開催および開催支援
- (6) 地域商社事業準備、地域商材の開発
- (7) 活動組織の運営および事務局
- (8) 情報発信（情報紙発行、SNS 等による発信）
- (9) 情報収集、視察、研修
- (10) 自身のスキルを活かした活動で組織や地域の合意が得られたもの
- (11) その他、上記に付随する業務

2. 募集対象

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域又は地方都市（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地を除く）に生活の拠点を置く住民、もしくは、地域おこし協力隊であった者又はJETプログラムを終了した者（いずれも総務省が定める地域おこし協力隊地域要件に該当するもの）で、委嘱の日以降、多賀町大滝地域に住所を異動できる方
- (2) 誠実に職務を行うことができる方
- (3) 大滝地域の地域特性を理解し、地域の活性化に意欲があり、地域住民や関係事業者等と積極的なコミュニケーションを図り、良好なネットワークを構築しながら、地域の活性化に向けて意欲的に行動できる方
- (4) 普通自動車運転免許（AT 限定可）を有し、実際に運転することができる方
- (5) Word、Excel、インターネット利用やSNSができる方
- (6) 大学と連携し、自らのスキルアップやネットワークの構築に意欲のある方

◇必須ではありませんが、以下の要件を満たす方の応募を期待します。

- ・ インターネット等を活用した情報発信の知識や経験のある方
- ・ イベントの企画・運営に関する知識や経験のある方
- ・ 大滝地域にゆかりのある方、関心の高い方
- ・ 将来的に、多賀町で起業を考えている方

3. 募集人数

1名

4. 勤務地

滋賀県犬上郡多賀町大滝地域

5. 勤務時間等

- ・ 勤務時間：月 128 時間以上
（原則週 4 日間、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（昼休憩 1 時間））
- ・ 休日：原則、土日と平日のうち 1 日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
※活動内容によって夜間、土日等が勤務になる場合もあります。夜間、土日等の勤務は、週勤務時間内で振替対応となります。なお、所定の月の労働時間を下回った場合は、その分の報酬は減額となります。
※設定した目標や成果の進捗状況などを確認するため、活動実績報告書を毎月提出していただきます。
※地域おこし協力隊の活動に支障ない範囲で兼業を行うことができます。なお、兼業を行う際には届出等を提出していただきます。

6. 雇用形態・期間

雇用形態：多賀町との雇用関係はありません。健康保険及び年金保険料等は自己負担となりますので、国民健康保険、国民年金に加入してください。

7. 委嘱期間

委嘱の日から令和7年3月31日までとします。

※勤務成績、態度、能力等により最長3年まで更新可能です。

※委嘱期間中であっても、多賀町と締結した委託契約の履行が困難となった場合は、委嘱を取り消すことがあります

8. 給与

月 233,000 円 ※源泉徴収有

9. その他

- (1) 住居費は月額 50,000 円を上限に町が家賃を負担します（協力隊事業費からの支出）。引越費用、食費、生活用品、自治会費、住居における光熱水費、通信費は本人負担となります。
- (2) 町内での活動に使用する車両およびパソコン等事務機器等は、借上料の補助制度があります（予算の範囲内）。
なお、日常生活の移動手段として自家用車は必要不可欠ですので、各自で用意していただくことをお勧めします。
- (3) 活動に車両を使用した分の燃料費について補助制度あり（予算の範囲内）。
- (4) 業務に必要な消耗品等の補助制度あり（予算の範囲内）
- (5) 活動に必要と認められる研修や資格取得に係る経費の補助制度あり（予算の範囲内）

10. 提出書類

以下の書類を郵送または持参により、下欄の提出先にご提出ください。

- (1) 履歴書・職務経歴書等

- ①市販の履歴書

- ②応募条件等確認書（ページ下部の「関係書類」からダウンロードしてください）

- ③小論文（任意様式で 400 字程度）

応募の動機やどのような活動がしたいか、その活動を踏まえて、将来的に何を生業としたいかを記述した論文

※書類の内容等を確認する為、電話でヒアリングを行う場合があります。

- (2) 住民票抄本（3 か月以内に取得したもの）

(3) 運転免許証の写し

※簡易書留など確実な方法で郵送してください。なお、応募書類等は返却しません。

※書類の内容を確認するため、電話でヒアリングを行う場合があります。

11. 提出先

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町 3 2 4

多賀町企画課

Tel:0749-48-8122

12. 申込受付期間

随時受付

13. 選考の流れ

(1) 第 1 次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に、現地面接を行います。第 2 次選考は現地視察等による面接審査を行います。会場までの交通費は応募者負担となります。日時等の詳細については、対象者に別途連絡します。

(3) 最終結果

最終結果は、第 2 次選考受験者全員に文書で通知します。